

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ



7月31日をもちまして、国民健康保険被保険者証の有効期限が切れますので、被保険者証の交付（更新）を下記の日程で実施いたします。お忙しい時期ではありますが、更新されますようお願いいたします。

なお、指定日に更新できない場合、竜北地区は役場健康福祉課 国民健康保険係で、宮原地区は宮原振興局 総務振興課 福祉保健係で交付いたします。

★持参するもの・・・印鑑、国民健康保険被保険者証（世帯全員分）

期 日	時 間	地 区	会 場	地 区	会 場
7月15日 (金)	9時～10時	本 山 中大野	中大野公民館	梶	梶公民館
	10時30分 ～11時30分	迫 笹尾	迫公民館	早尾	早尾公民館
	13時30分 ～14時30分	上高塚	上高塚公民館	今	今公民館
	15時～16時	新 田	下新田公民館	町	町公民館
7月20日 (水)	9時～10時	吉 本 下高塚	吉本公民館	東上宮	東上宮公民館
	10時30分 ～11時30分	河 原 法道寺	法道寺公民館	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館
	13時30分 ～14時30分	高野道 北野津	野津交流館 (ホール)	西上宮	西上宮公民館
	15時～16時	西野津 北 川	野津交流館 (ホール)	下 宮	下宮公民館
7月21日 (木)	9時～10時	島 地 上鹿島	鹿島公民館	宮 園	宮園公民館
	10時30分 ～11時30分	北鹿野 南鹿野	歴史資料館 (和室)	新 村	新村公民館
	13時30分 ～14時30分	東網道 中網道	東網道公民館	立 神	立神公民館
	15時～16時	西網道	西網道公民館	川 上	川上公民館
7月25日 (月)	9時～10時	沖 塘 若 洲	沖塘公民館	有 佐	有佐公民館
	10時30分 ～11時30分	下鹿島	農産加工研修 センター	原 田	原田公民館
	13時30分 ～14時30分	柳の江 立 石	健康センター (教養室)	反 甫	反甫公民館

お問い合わせ先 氷川町役場 健康福祉課 国民健康保険係 ☎ 52 - 5852 (直通)
宮原振興局 総務振興課 福祉保健係 ☎ 62 - 2312 (直通)

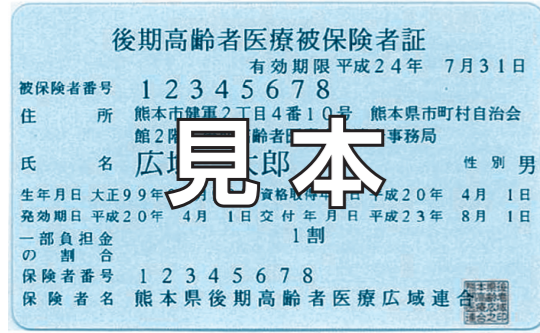
後期高齢者医療の被保険者の方へ

「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は、7月31日までとなっております。

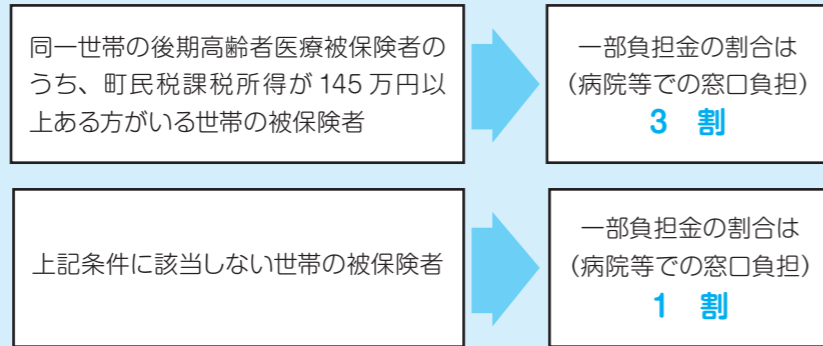
新しい保険証（水色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証（水色）をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、平成23年度 町民税の課税所得をもとに判定しています。なお、現在お持ちの保険証（オレンジ色）は8月1日以降に、氷川町役場健康福祉課または宮原振興局 総務振興課へお返す必要があります。



(水色)

【一部負担金の割合】



※新しい保険証は、裏面に臓器提供意思表示ができるようになりました。臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しておりますので、詳しくは氷川町役場健康福祉課へお問い合わせください。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新および新規申請のお知らせ

■更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証（オレンジ色）」の有効期限は、7月31日までとなっております。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証（水色）」は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からご使用ください。

■新規の申請について

低所得者Ⅰ・Ⅱの方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、入院される場合には、この認定証が必要となりますので、氷川町役場健康福祉課窓口にて申請してください。

なお、所得区分が現役並み所得者、一般所得者の方は該当しません。申請に必要なもの
後期高齢者医療被保険者証、印鑑



■入院時の一部負担金と食事代

所得区分	一部負担金の上限額	食事代（1食当たり）
現役並み所得者（※1）	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1%	260円
	4回目から44,400円	
一般所得者（※2）	44,400円	260円
低所得者Ⅱ（※3）	24,600円	過去12か月で90日までの入院 210円
		過去12か月で90日を超える入院 160円（※5）
低所得者Ⅰ（※4）	15,000円	100円

(※1) 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の方がいる場合。
(※2) 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
(※3) 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯全員が住民税非課税の方。
(※4) 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる方。（年金収入のみの場合は、80万円以下の方）
(※5) 入院期間が90日を超えた場合は、申請により食事代が160円になります。

お問い合わせ先 氷川町役場 健康福祉課 国民健康保険係 ☎ 52 - 5852 (直通)